この指摘事項票は介護予防支援事業所が遵守すべき主な項目を記載したものです。

指摘事項欄にチェックをつけた項目は、指導の結果、基準を満たしていない事項です。事業所として改善を図ってください。

また、本日の指導の結果につきまして、後日文書により結果通知を送付致します。結果通知により 指摘された事項については、文書による改善の結果報告が必要となります。

1 個別サービスの質に関する指導

指摘	化道石口	確認	洪士
事項	指導項目	欄	備考
(1)	内容及び手続の説明及び同意(第6条)		
	① 重要事項を記した文書について、利用申込者又はそ		
	の家族へ交付し説明を行い利用申込者の同意を得てい		
	るか		
	② 重要事項説明書の内容に不備等はないか		
	③ 内容及び手続(複数の指定居宅サービス事業者等の		
	紹介を求めることができること等)について説明し、理		
	解を得ているか		
	〔その他指導項目等〕		
(2)	指定介護予防支援の具体的取扱方針(第32条)		
	① 利用者の日常全般を支援するため予防給付以外の保		
	険医療・福祉サービス等の利用も含めて介護予防サービ		
	ス計画上に位置付けるよう努めているか		
	② 利用者が有する生活機能や健康状態、その置かれて		
	いる環境等を把握し、利用者が自立した生活を営むこと		
	ができるように支援する上で解決すべき課題を把握(ア		

指摘		確認	備考
事項	旧令項口	欄)用 <i>行</i>
	セスメント) しているか		
	③ アセスメントのため、利用者の居宅を訪問し、利用		
	者及びその家族に面接しているか		
	④ サービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関		
	する情報を担当者と共有し、担当者からの専門的な見地		
	からの意見を求めているか		
	⑤ 介護予防サービス計画原案の内容について利用者		
	又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意		
	を得ているか		
	⑥ 介護予防サービス計画を利用者及び担当者へ交		
	付しているか		
	⑦ 定期的に介護予防サービス計画の実施状況の把		
	握(モニタリング)を行い、結果を記録しているか(月		
	1回)		
	⑧ サービス担当者会議の開催により、介護予防サービ		
	ス計画の変更の必要性について担当者から専門的な見		
	地からの意見を求めているか(更新・区変時)		
	⑨ 介護予防サービス計画に位置付けた個別サービスに		
	かかる当該計画の提出を求めているか		
	⑩ 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場		
	合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動		
	を制限する行為を含む)を行っていないか		
	① 身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、		
	一時性)を全て満たしているか		
	⑩ 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その		
	際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由		
	を記録しているか		
	〔その他指導項目等〕		

2 個別サービスの質を確保するための体制に関する指導

指摘	指導項目	確認	備考
事項	旧等項日	欄	V用ぐつ
(1)	従業者の員数(第4条)		
	① 利用者に対し、職員数は適切であるか		
	② 必要な資格は有しているか		
	③ 専門員証の有効期限は切れていないか		
	〔その他指導項目等〕		
(2)	管理者(第5条)		
	① 管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、		
	兼務体制は適切か		
	〔その他指導項目等〕		
(3)	受給資格等の確認 (第9条)		
	① 被保険者資格、要支援認定の有無、要支援認定の有		
	効期限を確認しているか		
	〔その他指導項目等〕		
(4)	指定介護予防支援の業務の委託(第14条)		
	①介護予防サービス計画の作成、評価等に関与してい		
	るか		
	〔その他指導項目等〕		
(4)	運営規程(第19条)		
	① 運営における以下の重要事項について定めている		
	か		
	1.事業の目的及び運営の方針		
	2.職員の職種、員数及び職務の内容		
	3. 営業日及び営業時間		
	4. 指定介護予防支援の提供方法、内容及び 利用料、		
	その他の費用の額		
	5. 通常の事業の実施地域		
	6.虐待の防止のための措置に関する事項		

指摘 事項	指導項目	確認欄	備考
	7.その他運営に関する重要事項		
	〔その他指導項目等〕		
(5)	勤務体制の確保(第20条)		
	① サービス提供は事業所の担当職員によって行われて		
	いるか		
	② 資質向上のために研修の機会を確保しているか		
	③ 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就		
	業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等		
	の措置を講じているか		
	〔その他指導項目等〕		
(6)	業務継続計画の策定等(第20条の2)		
	① 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及		
	び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定		
	及び必要な措置を講じているか。		
	② 担当職員に対する計画の周知、研修及び訓練を実		
	施しているか		
	③ 定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の		
	変更を行っているか		
	〔その他指導項目等〕		
(7)	感染症の予防及びまん延の防止のための措置(第22章	条の2) ·	·
	① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための		
	対策を検討する委員会開催(おおむね6か月に1回以		
	上)し、その結果の周知をしているか		
	② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための		
	指針を整備しているか		
	③ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための		
	研修及び訓練の定期実施		

指摘 事項	指導項目	確認欄	備考
	〔その他指導項目等〕		
(8)	掲示(第23条)	l	
	① 運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の		★の項目については、令和7年
	利用申込者のサービスの選択に資すると認められる		3月31日までに法人の HP 等
	重要事項を事業所に備え付けているか		にしてください。
	②★ 重要事項についてウェブサイトで公開している		
	か		
(9)	秘密保持等(第24条)		
	① 個人情報の利用に当たり、利用者(利用者の情報)		
	及び家族(利用者家族の情報)から同意を得ているか		
	② 退職者を含む、従業員が利用者の秘密を保持するこ		
	とを誓約しているか		
	〔その他指導項目等〕		
(10)) 広告(第25条)	I	
	① 広告は虚偽又は誇大となっていないか		
	〔その他指導項目等〕		
(11	· :) 苦情処理(第27条)		
	① 苦情を受け付けた場合、内容等を記録しているか		
	〔その他指導項目等〕		
(12	2) 事故発生時の対応(第28条)	I	1
	① 区市町村、利用者家族等に連絡しているか		
	② 事故状況、事故に際して採った処置が記録されてい		
	るか		
	③ 損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠		
	償を行っているか		

指摘 事項	指導項目	確認欄	備考
	〔その他指導項目等〕		
(13	3) 虐待の防止(第28条の2)		
	① 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期		
	開催及びその結果の担当職員への周知をしているか		
	② 虐待の防止のための指針の整備をしているか		
	③ 虐待の防止のための研修を定期実施しているか		
	④ ①~③までの措置を適切に実施するための担当者		
	を置いているか		
	〔その他指導項目等〕		

3 加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
(1)	報酬請求		
	① 各種加算減算等の算定要件を適切に満たしている		
	か		

4 事業所の設備等について

指摘事項	指導項目	確認欄	備考
(1)	設備等		
	① 設備等が適切であるか		
	〔その他指導項目等〕		

5 介護予防ケアマネジメントに関する指導

指摘	14. 漢·安 口	確認	/+tc +t/.
事項	指導項目	欄	備考
(1)	簡略化したケアマネジメントの具体的取扱方針(第4条	2項、	介護予防ケアマネジメントの手引
きP.	13)		
	①アセスメントのため、原則利用者の居宅を訪問し、		
	利用者及びその家族に面接しているか(自宅以外で実		
	施する場合、記録に残しているか)		
	②利用者の状況に応じて利用するサービスの選択をす		
	るとともに、その後の利用者へのかかわりの必要度合		
	いにより、ケアプラン原案の作成を行っているか		
	③ サービス担当者会議を必要時開催しているか		
	④介護予防サービス計画原案の内容について利用者又		
	はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ている		
	か		
	⑤介護予防サービス計画を利用者及びサービス提供		
	者へ交付しているか		
	⑥6月に1回程度、面接により利用者のサービスの利		
	用状況、問題、意欲の変化等を原則的に把握(モニタリ		
	ング) しているか		
	⑦実施期間終了月に、ケアプランの目標が達成された		
	かを評価し、ケアマネジメントの類型変更も含めて、		
	少なくとも3年ごとに今後の方針を決定(評価・再ア		
	セスメント)しているか		